

第2編

「学校給食の
衛生管理」編



第1章 学校給食における衛生管理

学校給食衛生管理については、従来より「学校給食衛生管理の基準」が通知として定められていたが、文部科学大臣が、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として、「学校給食衛生管理基準」を今回の改正学校給食法（平成21年4月1日施行）に明確に位置付けるとともに、この基準に照らして学校等において適切な衛生管理に努めることが規定された。

第1 総 則

- 1 学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）、附属学校を設置する国立大学法人及び私立学校の設置者（以下「教育委員会等」という。）は、自らの責任において、必要に応じて、保健所の協力、助言及び援助（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める食品衛生監視員による監視指導を含む。）を受けつつ、HACCP（コーデックス委員会（国連食糧農業機構／世界保健機関合同食品規格委員会）総会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に規定されたHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）をいう。）の考え方に基づき単独調理場、共同調理場（調理等の委託を行う場合を含む。以下「学校給食調理場」という。）並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ること。

法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会の責務を定めたこと。

法の趣旨の徹底について

法の第9条第2項及び第3項において、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、適切な衛生管理に努めるとともに、義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、速やかに、その改善のために必要な措置を講じるなど、学校給食の衛生管理の充実に努めること。（法第9条第2項及び第3項）

（主な変更点）

学校給食の衛生管理者は、「HACCPの考え方」に基づくとともに、「調理等の委託を行う場合」も本基準の対象となることを明記したこと。

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

1 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 学校給食施設

① 共通事項

- 一 学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。また、随時施設の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、施設の新増築、改築、修理その他の必要な措置を講じること。
- 二 学校給食施設は、別添（271ページ）の「学校給食施設の区分」に従い区分することとし、調理場（学校給食調理員が調理又は休憩等を行う場所であって、別添中区分の欄に示す「調理場」をいう。以下同じ。）は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域（それぞれ別添中区分の欄に示す「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」及び「その他の区域（事務室等を除く。）」をいう。以下同じ。）に部屋単位で区分すること。ただし、洗浄室は、使用状況に応じて汚染作業区域又は非汚染作業区域に区分することが適当であることから、別途区分すること。また、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩にあてる区域及び前室に区分するように努めること。
- 三 ドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ること。

★ 拭取検査で判明したウェットシステムの問題点

ドライシステムの調理場では、「水切り水」や「残り水」がないため、細菌はほとんど検出されないが、ウェットシステムの調理場の「水切り水」からは、多数の細菌数、大腸菌群、大腸菌が検出されている。 参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 29ページ

- 四 作業区域（別添中区分の欄に示す「作業区域」をいう。以下同じ。）の外部に開放される箇所にエアカーテンを備えるよう努めること。
 - 五 学校給食施設は、設計段階において保健所及び学校薬剤師等の助言を受けるとともに、栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）その他の関係者の意見を取り入れ整備すること。
- #### ② 作業区域内の施設
- 一 食品を取り扱う場所（作業区域のうち洗浄室を除く部分をいう。以下同じ。）は、内部の温度及び湿度管理が適切に行える空調等を備えた構造とするよう努めること。
 - 二 食品の保管室は、専用であること。また、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること。
 - 三 外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けること。
 - 四 排水溝は、詰まり又は逆流がおきにくく、かつ排水が飛散しない構造及び配置とすること。

五 釜周りの排水が床面に流れない構造とすること。

六 配膳室は、外部からの異物の混入を防ぐため、廊下等と明確に区分すること。また、その出入口には、原則として施錠設備を設けること。

③ その他の区域の施設

一 廃棄物（調理場内で生じた廃棄物及び返却された残菜をいう。以下同じ。）の保管場所は、調理場外の適切な場所に設けること。

二 学校給食従事者専用の便所は、食品を取り扱う場所及び洗浄室から直接出入りできない構造とすること。また、食品を取り扱う場所及び洗浄室から3 m以上離れた場所に設けるよう努めること。さらに、便所の個室の前に調理衣を着脱できる場所を設けるよう努めること。

(主な変更点)

- ① 別添の「学校給食施設の区分」について、「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」及び「その他の区域」等区分の整理をし、その他に「前室」を加えることとしたこと。
- ② ドライシステムについて、「導入するよう努めること。また、ウエットシステムについてはドライ運用を図る」ことを明記したこと。
- ③ 学校給食従事者専用の便所について、「調理衣の着脱場所」を「便所の個室の前」に設けるよう努めることとしたこと。

(留意事項)

- ① 本基準において、「洗浄室」については、午前中は非汚染作業区域、午後の洗浄開始時から清掃終了までを汚染作業区域として整理するとともに、「食品を取り扱う場所」については、作業区域より洗浄室を除いた施設として整理していること。
- ② 汚染作業区域と非汚染作業区域の境には、カウンター等を設けるなど、食品のみが移動するよう工夫すること。

★ 次の点に注意し、定期的に点検・保守を行うこと

- 網戸や施設内の床、壁等に割れ目やすき間がないか。
- 排水溝の外への開口部の網等が破損していないか。
- 壁や天井などにかびや塗装の剥離等が発生していないか。
- 照度については、労働安全法の規定に基づく、「事務所衛生基準規則」により、次のように定められている。

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

なお、「学校環境衛生基準」においては、200ルクス以上750ルクス程度が望ましいとされている。
また、福島県の集団給食施設の要綱では、最低でも作業台面で100ルクス以上の照度が保たれる照明施設があることと規定されている。

(2) 学校給食設備

① 共通事項

- 一 機械及び機器については、可動式にするなど、調理過程に合った作業動線となるよう配慮した配置であること。
- 二 すべての移動性の器具及び容器は、衛生的に保管するため、外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。
- 三 給水給湯設備は、必要な数を使用に便利な位置に設置し、給水栓は、直接手指を触れることのないよう、肘等で操作できるレバー式等であること。
- 四 共同調理場においては、調理した食品を調理後2時間以内に給食できるようにするため配送車を必要台数確保すること。

② 調理用の機械、機器、器具及び容器

- 一 食肉類、魚介類、卵、野菜類、果実類等食品の種類ごとに、それぞれ専用に調理用の器具及び容器を備えること。また、それぞれの調理用の器具及び容器は、下処理用、調理用、加熱調理済食品等調理の過程ごとに区別すること。
- 二 調理用の機械、機器、器具及び容器は、洗浄及び消毒ができる材質、構造であり、衛生的に保管できるものであること。また、食数に適した大きさと数量を備えること。
- 三 献立及び調理内容に応じて、調理作業の合理化により衛生管理を充実するため、焼き物機、揚げ物機、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理機等の調理用の機械及び機器を備えるよう努めること。

③ シンク

- 一 シンクは、食数に応じてゆとりのある大きさ、深さであること。また、下処理室における加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクは、別々に設置するとともに、三槽式構造とすること。さらに、調理室においては、食品用及び器具等の洗浄用のシンクを共用しないこと。あわせて、その他の用途用のシンクについても相互汚染しないよう努めること。

④ 冷蔵及び冷凍設備

- 一 冷蔵及び冷凍設備は、食数に応じた広さがあるものを原材料用及び調理用等に整備し、共用を避けること。

⑤ 温度計及び湿度計

- 一 調理場内の適切な温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計及び湿度計を備えること。また、冷蔵庫・冷凍庫の内部及び食器消毒庫その他のために、適切な場所に正確な温度計を備えること。

⑥ 廃棄物容器等

- 一 ふた付きの廃棄物専用の容器を廃棄物の保管場所に備えること。

二 調理場には、ふた付きの残菜入れを備えること。

⑦ 学校給食従事者専用手洗い設備等

一 学校給食従事者の専用手洗い設備は、前室、便所の個室に設置するとともに、作業区分ごとに使用しやすい位置に設置すること。

二 肘まで洗える大きさの洗面台を設置するとともに、給水栓は、直接手指を触れることのないよう、肘等で操作できるレバー式、足踏み式又は自動式等の温水に対応した方式であること。

三 学校食堂等に、児童生徒の手洗い設備を設けること。

(主な変更点)

① シンクについて、「下処理室」においては、加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクを別々に設置し三槽式構造とすること、また、「調理室」においては、食品及び器具等の洗浄用シンクを設置し、共用しないことを明記したこと。

② 冷蔵及び冷凍設備について、「原材料用及び調理用等」に整備することとしたこと。

③ 学校給食従事者の専用手洗い設備について、「前室、便所の個室に」設置することとしたこと。

④ 学校給食従事者の専用手洗い設備の給水栓について、「温水に対応した方式」としたこと。

★ 3槽シンクは、なぜ必要か？

3槽シンクを使用し、野菜等の食材を確実に3回洗浄することにより、付着している大腸菌群を含む細菌数が減少する。

《3槽シンクによるもやしの洗浄効果》

	細菌数 (個/mL)	大腸菌群 (個/mL)
シンク1槽目	7.8×10^6	5.5×10^4
シンク2槽目	1.5×10^3	<300
シンク3槽目	<300	—

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 52ページ

★ なぜ、個室に手洗い設備が必要なのか？

新基準では、「個室にも専用の手洗い」を備えることが追加された。

学校給食従事者専用便所の個室には手洗い設備がないと、用便後の人の手を介してドアノブに細菌やウイルスが付着してしまう。そして、その後の使用者の手指にドアノブの細菌やウイルスが付着し、食品を汚染する。特に、ノロウイルスは、食品に少量付着するだけで感染することがあるため、個室には、手洗い設備が必要である。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 25ページ

(3) 学校給食施設及び設備の衛生管理

- 一 学校給食施設及び設備は、清潔で衛生的であること。
- 二 冷蔵庫、冷凍庫及び食品の保管室は、整理整頓すること。また、調理室には、調理作業に不必要な物品等を置かないこと。
- 三 調理室は、換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つよう努めること。また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度並びに冷蔵庫及び冷凍庫内部の温度を適切に保ち、これらの温度及び湿度は毎日記録すること。
- 四 調理場内の温度計及び湿度計は、定期的に検査を行うこと。

★ 中心温度計の保守点検について

中心温度計などの測定機器は使用頻度、使用時間、使用方法などの影響を受けて精度が低下するので、測定器の定期的な点検や精度確認のための補正を行う必要がある。

参照：学校給食における食中毒防止 Q & A 63ページ

- 五 調理場の給水、排水、採光、換気等の状態を適正に保つこと。また、夏期の直射日光を避ける設備を整備すること。
- 六 学校給食施設及び設備は、ねずみ及びはえ、ごきぶり等衛生害虫の侵入及び発生を防止するため、侵入防止措置を講じること。また、ねずみ及び衛生害虫の発生状況を1か月に1回以上点検し、発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等を行い、その結果を記録すること。なお、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。さらに、学校給食従事者専用の便所については、特に衛生害虫に注意すること。

(留意事項)

平成20年6月18日付改正された「大量調理施設衛生管理マニュアル」では、施設におけるねずみ、こん虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上（発生を確認した時にはその都度）実施し、その実施記録を1年間保管することとしている。

- 七 学校給食従事者専用の便所には、専用の履物を備えること。また、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- 八 学校給食従事者専用の手洗い設備は、衛生的に管理するとともに、石けん液、消毒用アルコール及びペーパータオル等衛生器具を常備すること。また、布タオルの使用は避けること。さらに、前室の手洗い設備には個人用爪ブラシを常備すること。
- 九 食器具、容器及び調理用の器具は、使用后、でん粉及び脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄するとともに、損傷がないように確認し、熱風保管庫等により適切に保管すること。また、フードカッター、野菜切り機等調理用の機械及び機器は、使用後に分解して洗浄及び消毒した後、乾燥させること。さ

らに、下処理室及び調理室内における機械、容器等の使用後の洗浄及び消毒は、全ての食品が下処理室及び調理室から搬出された後に行うよう努めること。

十 天井の水滴を防ぐとともに、かびの発生防止に努めること。

十一 床は破損箇所がないよう管理すること。

十二 清掃器具は、整理整頓し、所定の場所に保管すること。また、汚染作業区域と非汚染作業区域の共用を避けること。

(主な変更点)

- ① ねずみ及び衛生害虫について、発生状況を1か月に1回以上点検するとともに、「発生を確認したときは、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等」を行うこととしたこと。また、「殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること」としたこと。
- ② 学校給食従事者専用の便所について、「定期的に清掃及び消毒を行うこと」としたこと。
- ③ 学校給食従事者専用の手洗い設備について、「石けん液、消毒用アルコール及びペーパータオル等」衛生器具を常備すること、また、「前室の手洗い設備には個人用爪ブラシを常備」することと整理したこと。
- ④ 清掃用具について、「汚染作業区域と非汚染作業区域の共用を避けること。」

(留意事項)

学校給食従事者専用の便所については、他の大量調理施設と異なり学校給食従事者のみが使用することから、ノロウイルス等の感染が拡大する恐れがある場合等を除き、調理終了後に清掃及び消毒を行うことが望ましい。

★ 熱湯消毒について

調理機械器具に熱湯をかける消毒法は、床を濡らし、ドライ化の妨げになるので、熱湯消毒が削除された。しかし、やむを得ず熱湯消毒を行う場合には、80℃ 5分間以上、またはこれと同等の効果を有する方法で確実に消毒すること。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 45ページ

★ 熱風保管庫、蒸気殺菌保管庫、紫外線殺菌保管庫の保守点検について

- ① 熱風保管庫については、間違いなく設定した殺菌温度と時間が保たれていることを確認すること。
- ② 蒸気殺菌保管庫については、蒸気漏れ等によって殺菌効果が弱まっていないか確認すること。
- ③ 紫外線殺菌保管庫については、紫外線で確実に照射されていることをのぞき窓等で確認できるも

のを使用すること。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 45ページ

★ 殺菌灯と殺菌効果

殺菌灯は紫外線の殺菌作用を利用した殺菌装置である。殺菌効果が期待できるのは点灯時間3,000時間以内のものであるから、殺菌灯の交換時期等を明記しておくといよい。

殺菌灯による殺菌は空気と水以外は直接紫外線に当たった表面の部分しか効果がないので、殺菌灯の紫外線が直接器具に当たるように器具の配列や位置、収納する量に十分配慮する。

★ 洗剤の使用法

台所の中性洗剤については、「食品及び添加物等の規格基準」で定められた使用基準がある。特に、使用濃度は、容器等に必ず標準使用量が記載されているので、これに従うこと。なお、石けんを使用する場合はすすぎが不十分だとかすが残り細菌の栄養になるので、十分に洗浄とすすぎを行い確実に除去する必要がある。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 50ページ

★ 日常の消毒について

日常の消毒方法は、設備や機械、機器の材質や形状によって使い分け、適切な濃度や使用量、使用方法等を守って消毒する。

アルコール	水気を拭き取った後、スプレー若しくはペーパータオルや不織布に浸して、拭き延ばす。
次亜塩素酸ナトリウム	適正濃度に希釈した溶液で、200ppmなら5分間、100ppmでは10分間浸漬した後、流水で十分にすすぐ。(手指保護のため、手袋を着用すること。) 塩素臭が出るので換気を行う。
熱風保管庫	水気を軽く切ってから収納し、熱をかける。(若干の水分が付着している方が、熱伝導が良くなる。)
紫外線殺菌保管庫	確実に水分を拭き取り、間隔をあけて収納する(紫外線殺菌灯の有効な照射時間に留意すること。) 紫外線は直視しないこと。

参照：調理場における 洗浄・消毒マニュアル Part I 12・20ページ

2 学校薬剤師等の協力を得て(1)の各号に掲げる事項について、毎学年1回定期的に、(2)及び(3)の各号に掲げる事項については、毎学年3回定期的に、検査を行い、その実施記録を保管すること。

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

1 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 献立作成

- 一 献立作成は、学校給食施設及び設備並びに人員等の能力に応じたものとするとともに、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう配慮すること。
- 二 高温多湿の時期は、なまもの、和えもの等については、細菌の増殖等が起こらないように配慮すること。
- 三 保健所等から情報を収集し、地域における感染症、食中毒の発生状況に配慮すること。
- 四 献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。
- 五 統一献立（複数の学校で共通して使用する献立をいう。）を作成するに当たっては、食品の品質管理又は確実な検収を行う上で支障を来すことがないように、一定の地域別又は学校種別等の単位に分けること等により適正な規模での作成に努めること。

★ 長期の休み明けの献立について

児童生徒の体調を考え合わせて作成し、なまもの、和えもの等の献立を計画することについては、十分配慮すること。

★ 献立の変更について

学校所在地域で食中毒が発生している情報を得たら、躊躇することなく献立の変更を決断し、加熱調理に切り替えなくてはならない。

特に、最近、感染症と区別しにくいノロウイルス食中毒が学校給食で多発しているため、関係保健所との連携と衛生管理に配慮した献立の作成は、今度ますます重要になってくると考えられる。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 63ページ

(2) 学校給食用食品の購入

① 共通事項

- 一 学校給食用食品（以下「食品」という。）の購入に当たっては、食品選定のための委員会等を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。また、必要に応じて衛生管理に関する専門家の助言及び協力を受けられるような仕組みを整えること。
- 二 食品の製造を委託する場合には、衛生上信用のおける製造業者を選定すること。また、製造業者の有する設備、人員等から見た能力に応じた委託とすることとし、委託者において、随時点検を行い、記録を残し、事故発生の防止に努めること。

② 食品納入業者

- 一 保健所等の協力を得て、施設の衛生面及び食品の取扱いが良好で衛生上信用のおける食品納入業者を選定すること。

- 二 食品納入業者又は納入業者の団体等との間に連絡会を設け、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方について定期的な意見交換を行う等により、食品納入業者の衛生管理の啓発に努めること。
- 三 売買契約に当たって、衛生管理に関する事項を取り決める等により、業者の検便、衛生環境の整備等について、食品納入業者に自主的な取組みを促すこと。
- 四 必要に応じて、食品納入業者の衛生管理の状況を確認すること。
- 五 原材料及び加工食品について、製造業者若しくは食品納入業者等が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果、又は生産履歴等を提出させること。また、検査等の結果については、保健所等への相談等により、原材料として不適と判断した場合には、食品納入業者の変更等適切な措置を講じること。さらに、検査結果を保管すること。

③ 食品の選定

- 一 食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- 二 有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと。また、可能な限り、使用原材料の原産国についての記述がある食品を選定すること。
- 三 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症、食中毒の発生状況に応じて、食品の購入を考慮すること。

★ 教育委員会による定期点検について

1 検査食材

- ① 学校給食に使用される頻度が高いもの
- ② 腸管出血性大腸菌O157に関するということを考慮したもの
魚類 1品、肉類 1品、生鮮野菜 1品、加工食品 1品
品目については、教育委員会で選定すること。

検査対象食材の採取方法及び必要量等について、検査機関と協議すること。

2 検査項目 細菌検査（腸管出血性大腸菌O157を含む）

なお、農薬、食品添加物においては、県衛生主管部局で検査しているが、特に必要と認める場合には実施すること。

★ 食材購入業者の目安

- ① 納入食品の品質や取扱いについて十分な知識、経験があること。
- ② 保健所等の食品衛生監視採点結果が、良好であること。
- ③ 食品衛生の知識が十分にあり、食品が清潔に取り扱われていること。
- ④ 輸送中の温度管理が確実に行われていること。

★ 食材納入業者への協力依頼

- ① 納入業者は、集団給食従事者と異なり営業者であるので、集団給食従事者のように毎月定期的な検便の義務はない。
- ② 食品の自主検査は、集団給食施設で調理加工した場合や営業者が製造加工した場合に、年1回以上実施しなければならないが、納入業者が製造加工していない場合には、自主検査の義務はない。
- ③ したがって、納入業者に対しては、売買契約時に学校給食の意義、役割等について理解を求めるとともに、検便や自主検査等の取組みについての協力を依頼すること。

(3) 食品の検収・保管等

- 一 検収は、あらかじめ定めた検収責任者が、食品の納入に立会いし、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限又は賞味期限、製造年月日、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）、年月日表示、ロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下同じ。）番号その他のロットに関する情報について、毎日、点検を行い、記録すること。また、納入業者から直接納入する食品の検収は、共同調理場及び受配校において適切に分担し実施するとともに、その結果を記録すること。
- 二 検収のために必要な場合には、検収責任者の勤務時間を納入時間に合わせて割り振ること。
- 三 食肉類、魚介類等生鮮食品は、原則として、当日搬入するとともに、一回で使い切る量を購入すること。また、当日搬入できない場合には、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意すること。
- 四 納入業者から食品を納入させるに当たっては、検収室において食品の受け渡しを行い、下処理室及び調理室に立ち入らせないこと。
- 五 食品は、検収室において、専用の容器に移し替え、下処理室及び食品の保管室にダンボール等を持ち込まないこと。また、検収室内に食品が直接床面に接触しないよう床面から60cm以上の高さの置台を設けること。
- 六 食品を保管する必要がある場合には、食肉類、魚介類、野菜類等食品の分類ごとに区分して専用の容器で保管する等により、原材料の相互汚染を防ぎ、衛生的な管理を行うこと。また、別紙「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に従い、棚又は冷蔵冷凍設備に保管すること。
- 七 牛乳については、専用の保冷库等により適切な温度管理を行い、新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること。
- 八 泥つきの根菜類等の処理は、検収室で行い、下処理室を清潔に保つこと。

(主な変更点)

- ① ダンボールについて、「食品の保管室」に持ち込まないことを明記したこと。

(留意事項)

- ① 栄養教諭等を検収責任者とし不在の場合には、学校給食調理員等を検収責任者として定めること。
- ② 泥つきの根菜類の処理については、球根皮むき機とあわせ、球根以外に対応した泥落としシンクの整備に努めることが望ましい。

★ 検収時の注意

- ① 検収責任者が必ず立ち会うこと。
- ② 生鮮食品は原則として当日搬入すること。
- ③ 検収表等を作成し、これに基づき確実な検収を実施するとともに、記録を行うこと。
- ④ 検収場には60cm以上の台を置き、食品を直接床に置かないこと。
- ⑤ 納入業者を調理室内に立ち入らせないこと。
- ⑥ トラブルのあったときの業者の連絡先、担当者を確認しておくこと。
- ⑦ 外部で加工調理され、学校に直送される食品については、委託する際に十分な調査を行うこと。
学校においては、検収、保存食の採取等と検食が確実に行われることが重要である。

(4) 調理過程

① 共通事項

- 一 給食の食品は、原則として、前日調理を行わず、すべてその日に学校給食調理場で調理し、生で食用する野菜類、果実類等を除き、加熱処理したものを給食すること。また、加熱処理する食品については、中心温度計を用いるなどにより、中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上）又はこれと同等以上の温度まで加熱されていることを確認し、その温度と時間を記録すること。さらに、中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。
- 二 野菜類の使用については、二次汚染防止の観点から、原則として加熱調理すること。また、教育委員会等において、生野菜の使用に当たっては、食中毒の発生状況、施設及び設備の状況、調理過程における二次汚染防止のための措置、学校給食調理員の研修の実施、管理運営体制の整備等の衛生管理体制の実態、並びに生野菜の食生活に果たす役割等を踏まえ、安全性を確認しつつ、加熱調理の有無を判断すること。さらに、生野菜の使用に当たっては、流水で十分洗浄し、必要に応じて、消毒するとともに、消毒剤が完全に洗い落とされるまで流水で水洗いすること。
- 三 和えもの、サラダ等の料理の混ぜ合わせ、料理の配食及び盛りつけに際しては、清潔な場所で、

清潔な器具を使用し、料理に直接手を触れないよう調理すること。

四 和えもの、サラダ等については、各食品を調理後速やかに冷却機等で冷却を行った上で、冷却後の二次汚染に注意し、冷蔵庫等で保管するなど適切な温度管理を行うこと。また、やむを得ず水で冷却する場合は、直前に使用水の遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上であることを確認し、確認した数値及び時間を記録すること。さらに、和える時間を配食の直前にするなど給食までの時間の短縮を図り、調理終了時に温度及び時間を記録すること。

五 マヨネーズは、つぐらないこと。

六 缶詰は、缶の状態、内壁塗装の状態等を注意すること。

★ 調理用のホース

ホースからの二次汚染を防止するためには、ホースの長さを必要最小限に止め、ホースの先は直接床に触れないように留め金等で支えるようにする。

また、釜などに給水する場合には、ホースの先が液面や食品に接触しないように注意する。チューブ内は洗浄しにくいので、ホースを調理材料中に差し込んだりすると、チューブの中に汚染物質が残り、ここから二次汚染される恐れがある。

調理室内でのホースの扱いには十分注意し、使用するとき以外はなるべく蛇口から取り外し、使用後は洗浄・消毒して所定の場所に保管する。

★ 次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌

次亜塩素酸ナトリウムは塩素系の殺菌料として食品添加物にも指定されている。殺菌力が強く、漂白作用もあり、価格も安いので広く使用されているが、正しく使用しなければ効果がない。

次亜塩素酸ナトリウムは光と熱に弱いので少量ずつ購入して冷暗所に保存し、開封後は必ず密封してできるだけ早く使い切るようにする。

市販の次亜塩素酸ナトリウムは有効塩素量が5～12%のものがある。これを適当に希釈して使用するが器具や野菜等を殺菌する場合には有効塩素量が 200mg/L で使用するので、次のように計算して希釈倍率を求める。

有効塩素量5%のものの場合： $200\text{mg/L} = 5 / 100 \times 1,000,000 / 200\text{mg} = 250$ 倍

有効塩素量10%のものの場合： $200\text{mg/L} = 10 / 100 \times 1,000,000 / 200\text{mg} = 500$ 倍

浸漬時間は5分間程度であるが、消毒する前に必ずよく汚れを洗浄してから浸漬しないと消毒効果が著しく低下する。

★ 加熱調理の徹底

- ① 加熱調理品は中心温度が75℃以上、1分間またはこれと同等以上の温度まで加熱すること。また、食品が中心部までむらなく加熱できるように注意すること。
- ② 温度測定の際は必ず3点以上測定し、確実に加熱されていることを確認し、記録すること。
- ③ 加熱時間を十分取れるように作業工程を工夫すること。

★ 調理時の冷却

- ① 真空冷却機を使用すること。やむを得ず水冷を行わなければならないときは、清潔な容器に小分けにして入れて水冷し、できるだけ短時間のうちに冷却すること。
- ② 冷却後は中心部まで温度が下がっていることを確認すること。
- ③ 必要により冷却後冷蔵しておくこと。
- ④ 和え物等で2種類以上の食品を混ぜ合わせる場合は温度差をできるだけ小さくすること。
- ⑤ 冷却時間を十分取れるよう調理の手順を工夫すること。
- ⑥ 真空冷却機の使用後は十分に洗浄・消毒して、衛生を保つこと。

★ 生食する野菜、果物の殺菌

生食する果実には食中毒菌が付着していることが少ないので、原則として、流水で十分に洗浄すればよいが、必要に応じて消毒する場合にはよく薬液が行きわたるように、また、浸漬中に液上に浮き上がらないように注意する。浸漬後は、流水でよく洗う。

② 使用水の安全確保

- 一 使用水は、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に定める基準を満たす飲料水を使用すること。また、毎日、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること並びに外観、臭気、味等について水質検査を実施し、その結果を記録すること。
- 二 使用水について使用に不適な場合は、給食を中止し速やかに改善措置を講じること。また、再検査の結果使用した場合は、使用した水1Lを保存食用の冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。
- 三 貯水槽を設けている場合は、専門の業者に委託する等により、年1回以上清掃すること。また、清掃した証明書等の記録は1年間保管すること。

③ 二次汚染の防止

- 一 献立ごとに調理作業の手順、時間及び担当者を示した調理作業工程表並びに食品の動線を示した作業動線図を作成すること。また、調理作業工程表及び作業動線図を作業前に確認し、作業に当たること。
- 二 調理場における食品及び調理用の器具及び容器は、床面から60cm以上の高さの置台の上に置くこと。
- 三 食肉、魚介類及び卵は、専用の容器、調理用の機器及び器具を使用し、他の食品への二次汚染を防止すること。
- 四 調理作業中の食品並びに調理用の機械、機器、器具及び容器の汚染の防止の徹底を図ること。ま

- た、包丁及びまな板類については食品別及び処理別の使い分けの徹底を図ること。
- 五 下処理後の加熱を行わない食品及び加熱調理後冷却する必要のある食品の保管には、原材料用冷蔵庫は使用しないこと。
- 六 加熱調理した食品を一時保存する場合又は調理終了後の食品については、衛生的な容器にふたをして保存するなど、衛生的な取扱いを行い、他からの二次汚染を防止すること。
- 七 調理終了後の食品は、素手でさわらないこと。
- 八 調理作業時には、ふきんは使用しないこと。

★ 調理中の「ふきん」使用がいけないのは

ふきんは、繊維に汚れや細菌が付きやすく、汚染を広げる原因となる。また、繊維が抜け落ちて異物混入の原因ともなるため、調理中には使用できない。

ふきんを使用する場合には、以下の点に十分注意すること。

- ① 使用は、調理作業後とする。
- ② 材質は、不織布が望ましい。
- ③ 用途別、作業別に区別したものを用意し、使いまわしを避ける。
- ④ 毛羽立ちが出たら廃棄する。

なお、タオル等は使用しないこと（織り目が切れて異物混入の原因となったり、細菌が付着・増殖しやすく二次汚染の原因となるため）。また、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸したふきんの使用も見られるが、ふきんで拭く箇所や、ふきんの有機物によって有効塩素が分解（消費）されるため、消毒効果が十分に得られないことがある。

参照：学校給食における食中毒防止Q & A 13ページ

参照：調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I 45ページ

- 九 エプロン、履物等は、色分けする等により明確に作業区分ごとに使い分けること。また、保管の際は、作業区分ごとに洗浄及び消毒し、翌日までに乾燥させ、区分して保管するなど、衛生管理に配慮すること。
- ④ 食品の適切な温度管理等
- 一 調理作業時においては、調理室内の温度及び湿度を確認し、その記録を行うこと。また、換気を行うこと。
 - 二 原材料の適切な温度管理を行い、鮮度を保つこと。また、冷蔵保管及び冷凍保管する必要のある食品は常温放置しないこと。
 - 三 加熱調理後冷却する必要のある食品については、冷却機等を用いて温度を下げ、調理用冷蔵庫で保管し、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間を可能な限り短くすること。また、加熱終了時、冷却開始時及び冷却終了時の温度及び時間を記録すること。

★ 加熱冷却について

加熱調理後冷却する必要がある食品は、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間を可能な限り短くするために、冷却機等を用いて素早く温度を下げ、冷蔵庫等で保管する。

やむを得ず水で冷却する場合は、直前に、使用水の遊離残留塩素が0.1mg/L以上であることや、色・濁り・臭いに異常がないことを確認し、その時間と食品の温度を記録、保管すること。

異常が発見された場合には再度検査し、それでも異常が認められるときは、献立を変更する等の措置をとること。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 98ページ

四 配送及び配食に当たっては、必要に応じて保温食缶及び保冷食缶若しくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと。

五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。また、配食の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。

六 加熱調理食品にトッピングする非加熱調理食品は、衛生的に保管し、トッピングする時期は給食までの時間が極力短くなるようにすること。

⑤ 廃棄物処理

一 廃棄物は、分別し、衛生的に処理すること。

二 廃棄物は、汚臭、汚液がもれないように管理すること。また、廃棄物のための容器は、作業終了後速やかに清掃し、衛生上支障がないように保持すること。

三 返却された残菜は、非汚染作業区域に持ち込まないこと。

四 廃棄物は、作業区域内に放置しないこと。

五 廃棄物の保管場所は、廃棄物の搬出後清掃するなど、環境に悪影響を及ぼさないよう管理すること。

(主な変更点)

① 加熱処理をする食品について、「中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上加熱すること）」としたこと。

② 和えもの、サラダ等について、和え終わるなど「調理終了時」にも温度と時間を記録することを明記したこと。

③ エプロン、履物等について「作業区分ごとに洗浄及び消毒」することを明記したこと。

④ 食品の配送時の温度の変化を把握するため、共同調理場において、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間の記録について、引き続き毎日記録することとするが、温度については、月ごとに行うなど「定期的」に記録するとしたこと。

(留意事項)

- ① 調理時においても食品中の異物混入及び調理中の異物混入に注意すること。
- ② 使用水の安全確保について、調理終了後に遊離残留塩素の状態を確認することとしているが、原則として、調理作業が終了した午前中の時間に確認すること。

(5) 配送及び配食

① 配 送

- 一 共同調理場においては、容器、運搬車の設備の整備に努め、運搬途中の塵埃等による調理済食品等の汚染を防止すること。また、調理済食品等が給食されるまでの温度の管理及び時間の短縮に努めること。

★ 配送について

① コンテナへの積込みは、適切に行うこと

- ・温食と冷食とを混載しないこと。やむを得ない時には、十分断熱性のある容器に入れること。
- ・積込み時には、内容物がこぼれたりしないように丁寧に扱うこと。

② 配送は適切に行い、搬出、搬入時刻を記録すること

③ 受配校での温度確認方法

- 受配校で直送品（牛乳・デザート等、低温で搬入されるべき食品）を受け入れる際には、表面温度計を使って、温度確認をし、記録を残しておくことが必要である。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 106・107ページ

② 配 食 等

- 一 配膳室の衛生管理に努めること。
- 二 食品を運搬する場合は、容器にふたをすること。
- 三 パンの容器、牛乳等の瓶その他の容器等の汚染に注意すること。
- 四 はし等を児童生徒の家庭から持参させる場合は、不衛生にならないよう指導すること。
- 五 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。
- 六 教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器を返却すること。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと。

(主な変更点)

- ① 家庭から持参させる食器具について、食育の観点からはし等を持参することが想定されることから、その観点から整理したこと。
- ② ノロウイルス等における嘔吐物について適切に対処するため、「児童生徒の嘔吐物のための汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理」することとしたこと。また、嘔吐物が付着した食器具の返却においては、次亜塩素酸ナトリウム液（塩素濃度、200ppm）に十分浸すなどの消毒を行うことなどにより「調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器具を返却すること。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと」としたこと。

★ ノロウイルスに有効な消毒剤

有効な消毒方法として1,000ppm から5,000ppm の濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いるということである。次亜塩素酸ナトリウム以外の消毒剤としては、過酢酸、アルカリ剤、あるいはエタノールとアルカリ剤と陽イオン界面活性剤の組み合わせなどが有効であり、日常の衛生管理ではこれらの製品をうまく組み合わせて使うことも必要である。

参照：調理場における 洗浄・消毒マニュアル Part I 12・20ページ

(6) 検食及び保存食等

① 検 食

- 一 検食は、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと。また、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡すること。
- 二 検食に当たっては、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、一食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩並びに形態等が適切か、及び、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか確認すること。
- 三 検食を行った時間、検食者の意見等検食の結果を記録すること。

★ 検食時の注意

- ① 責任者を定めて、配膳前に検査をし、異常のないことを確認する。万一異常があれば、食品の提供を中止するなど直ちに適切な措置を講じること。
- ② 検食者は、校長、所長等の管理者及び栄養教諭等の衛生管理責任者とする。
- ③ 検食は、単独調理場、共同調理場及び共同調理場からの受配校も行うこと。

② 保 存 食

- 一 保存食は、毎日、原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50 g 程度ずつビニール袋等清潔な容器に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。また、納入された食品の製造年月日若しくはロットが違う場合又は複数の釜で調理した場合は、それぞれ保存すること。
- 二 原材料は、洗浄、消毒等を行わず、購入した状態で保存すること。ただし、卵については、すべて割卵し、混合したものから50 g 程度採取し保存すること。
- 三 保存食については、原材料、加工食品及び調理済食品がすべて保管されているか並びに廃棄した日時を記録すること。
- 四 共同調理場の受配校に直接搬入される食品についても共同調理場で保存すること。また、複数の業者から搬入される食品については、各業者ごとに保存すること。
- 五 児童生徒の栄養指導及び盛りつけの目安とする展示食を保存食と兼用しないこと。

★ 保存食採取について

食中毒事件及びその疑いが発生した場合、発生原因の究明調査のために保存食は欠かせない。細菌やウイルス検査等を行う際には、50 g 程度可食部の試料が必要となる。保存食を50 g 程度採取し保存しなければならない。

保存食の採取、保存方法

1	原材料・調理済み食品を食品ごと50 g 程度清潔な容器（ビニール袋等）に完全密封し、保存食用冷凍庫に-20℃で2週間以上保存。
2	原材料は、洗浄・消毒しない。
3	野菜等生産地が異なる場合、生産地ごとに採取し保存。
4	食品の製造年月日、ロットが異なる場合、それぞれ採取し保存。
5	卵はすべて割卵し、混合したものから50 g 程度採取し保存。
6	飲用牛乳・調理用牛乳は、別々に保存食を取る。
7	調理済み食品は、使用食品すべてが含まれるように、釜別、ロット別に50 g 程度採取し保存。
8	共同調理場の受配校で、主食、牛乳、デザート等が業者より直接、複数の学校に配送され、業者やロットが異なる場合は、共同調理場で業者ごと、ロットごとにまとめて採取し保存。
9	加工食品等で規格の異なる食品は、それぞれ別々に採取し保存。
10	採取後、常温放置せず直ちに保存食用冷凍庫に保存。
11	1日分（1食分）の保存食は、採取日を記入した専用容器（ビニール袋等）に取りまとめて保存し、記録簿に採取日時と廃棄日時を記録。
12	使用水について日常点検で異常を認めるとき、又は残留塩素濃度が基準（0.1mg/L以上）に満たない場合は、再検査を行い、その上で適と判断した水を使用したときは、使用水1 Lを-20℃以下、2週間以上保存食用冷凍庫で保存。
13	保存食採取及び廃棄の記録を残す。
14	保存食から除く食品は、米（アルファ化米）・麦・塩・砂糖・酢・みりん・しょうゆ・酒・ソース・みそ・こしょう等の調味料とする。
15	わかめ・干し椎茸・削り節・昆布・春雨・ごま・のり等の常温で保存できる乾物、缶詰等は保存食から除く。

※ 児童生徒の栄養指導や盛りつけの目安とする「展示食」は保存食にできない。

参照：学校給食における食中毒防止Q & A 35・36ページ

③ 残食及び残品

一 パン等残食の児童生徒の持帰りは、衛生上の見地から、禁止することが望ましい。

二 パン、牛乳、おかず等の残品は、すべてその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないこと。

2 学校薬剤師等の協力を得て1の各号に掲げる事項について、毎学年1回（(3)、(4)②及び(6)①、②にあっては毎学年3回）、定期に検査を行い、その実施記録を保管すること。

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 衛生管理体制に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 衛生管理体制

一 学校給食調理場においては、栄養教諭等を衛生管理責任者として定めること。ただし、栄養教諭等が現にいない場合は、調理師資格を有する学校給食調理員等を衛生管理責任者として定めること。

二 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理等に当たること。また、調理過程における下処理、調理、配送等の作業工程を分析し、各工程において清潔かつ迅速に加熱及び冷却調理が適切に行われているかを確認し、その結果を記録すること。

三 校長又は共同調理場の長（以下「校長等」という。）は、学校給食の衛生管理について注意を払い、学校給食関係者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。

四 校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。

五 校長等は、食品の検収等の日常点検の結果、異常の発生が認められる場合、食品の返品、献立の一部又は全部の削除、調理済食品の回収等必要な措置を講じること。

六 校長等は、施設及び設備等の日常点検の結果、改善が必要と認められる場合、必要な応急措置を講じること。また、改善に時間を要する場合、計画的な改善を行うこと。

七 校長等は、栄養教諭等の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員の意思疎通等に配慮すること。

八 教育委員会等は、栄養教諭等の衛生管理に関する専門性の向上を図るため、新規採用時及び経験年数に応じた研修その他の研修の機会が確保されるよう努めること。

九 教育委員会等は、学校給食調理員を対象とした研修の機会が確保されるよう努めること。また、非常勤職員等も含め可能な限り全員が等しく研修を受講できるよう配慮すること。

十 教育委員会等は、設置する学校について、計画を立て、登録検査機関（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する「登録検査機関」をいう。）等に委託するなどにより、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行うこと。

十一 調理に直接関係のない者を調理室に入れないこと。調理及び点検に従事しない者が、やむを得ず、調理室内に立ち入る場合には、食品及び器具等には触れせず、(3)三に規定する学校給食従事者の健康状態等を点検し、その状態を記録すること。また、専用の清潔な調理衣、マスク、帽子及び履物

を着用させること。さらに、調理作業後の調理室等は施錠するなど適切な管理を行うこと。

(主な変更点)

- ① 研修について、教育委員会等は「新規採用時及び経験年数に応じた研修その他の研修の機会が確保されるよう努めること。」及び「学校給食調理員を対象とした研修の機会が確保されるよう努めること。」としたこと。
- ② 食品の点検については、旧基準では、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割が明確でなかったことから、本基準においては、市町村教育委員会が、「定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行うこと。」と整理したこと。また、定期的な点検の実施に当たっては、市町村教育委員会においては、いずれかの学校で1年間に少なくとも1校は実施すること。なお、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携を図り、その点検結果を県内に周知するなど適切な情報共有を図ることが望ましい。
- ③ 調理室の施錠について「調理作業後の調理室等は施錠するなど適切な管理を行うこと」としたこと。

(留意事項)

- ① 学校給食調理員の研修プログラムについては、別紙2「学校給食調理員の標準的研修プログラム」を参考とし、各教育委員会等で研修計画を作成し、実施すること。

(2) 学校給食従事者の衛生管理

- 一 学校給食従事者は、身体、衣服を清潔に保つこと。
- 二 調理及び配食に当たっては、せき、くしゃみ、髪の毛等が食器、食品等につかないよう専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
- 三 作業区域用の調理衣等及び履物を着用したまま便所に入らないこと。
- 四 作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接触れる作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

★ 手洗いに関する科学的な根拠

- ① 学校給食調理施設では衛生的手洗いが必要である。
- ② 指先（爪）の部分に注目した手洗いが必要である。
- ③ 爪の間の汚染菌の消毒にはアルコールが有効である。
- ④ 時間をかけた1回手洗いより、短時間でも2回手洗いが有効である。
- ⑤ ペーパータオルで拭き取ることにより、付着微生物を少なくすることができる。
- ⑥ 手洗いには石けん液が適している。
- ⑦ 消毒にはアルコールが有効である。

★ 化膿した傷等がある場合

化膿した傷、発疹等には食中毒菌の黄色ブドウ菌が多数存在する。このような傷が手指、腕、顔等にあると、直接傷口が食品に触ったり、又は、傷等に触った手指が触れたりすることから食品が汚染される。基準では『化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業の従事を禁止すること。』となっている。

また、手指については、化膿していなくても、傷、やけど、手荒れなどの部分が黄色ブドウ球菌の巣になっていることがあるので、必ず手当をしておくこと。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 36ページ

★ 学校における作業中の手洗いマニュアル

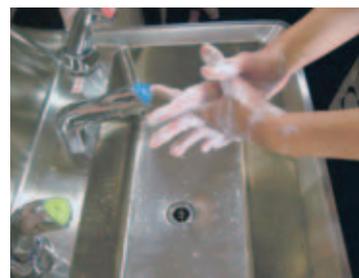
1 流水で汚れを洗い落とす



2 手洗い用石けん液を泡立てる



3 手全体を洗う



4 流水でよくすすぐ



5 ペーパータオルでふく



以下の場合、アルコール消毒を行う。

非汚染作業の中で

- 食品に直接触れる前
- 生の食肉類、魚介類、卵、加熱前の野菜等に触れた後
- 汚れたものを触った場合
- その他、必要と考えられる場合

6 アルコールをかける



7 全体にアルコールをすり込む



※ 学校給食における標準的な手洗いマニュアルについては、「学校給食調理場における手洗いマニュアル」5ページを参照すること。

参照：学校給食調理場における手洗いマニュアル 13ページ

(3) 学校給食従事者の健康管理

- 一 学校給食従事者については、日常的な健康状態の点検を行うとともに、年1回健康診断を行うこと。
また、当該健康診断を含め年3回定期的に健康状態を把握することが望ましい。
- 二 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、毎月2回以上実施すること。
- 三 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症予防法」という。）に規定する感染症又はその疑いがあるかどうか毎日点検し、これらを記録すること。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示を励行させること。さらに、化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業への従事を禁止すること。
- 四 ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

(主な変更点)

- ① 学校給食従事者の健康診断について、年1回健康診断を行うとともに、その他2回定期的に健康状態を把握することが望ましいとしたこと。
- ② 検便については、長期休業中も含め「毎月2回以上」行うことを明記したこと。
- ③ ノロウイルスについて、「ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること」とした。また、「ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。」としたこと。

(留意事項)

- ① 地域の感染症の状況等を勘案し、ノロウイルス等についても、必要に応じて検便を行うこと。
- ② 配送及び配膳に携わる者についても、その作業内容に応じて、健康管理等を行うべきこと。

★ 健康診断年3回の考え方

学校給食従事者の健康診断は、学校保健安全法及び労働安全衛生関係法令等により設置者が定期的に年1回実施することを義務付けている。あとの2回の健康診断は、食品を取り扱う従事者として必要な項目を学校医等により実施することが望ましい。

- ① 「学校給食衛生管理基準」の学校給食日常点検の健康状態の項目の確認
- ② 「学校給食事業における安全衛生管理要綱」(労働省労働基準局長基発第257号)第3の2による健康管理の各項目の確認
 - ・洗剤等の使用による皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
 - ・重量物の取扱い、運搬に伴う腰痛症に関する姿勢異常、圧痛点の有無、運動機能の検査
 - ・手指、上肢の機能障害に関する手指、上肢の機能の検査

★ なぜ、月2回検便を実施するのか？

「検便は、月2回以上実施すること。」の理由は、学校給食従事者が、児童生徒と同じ学校給食を喫食するためである。基準が制定される前は、食中毒調査で学校給食従事者から原因菌が検出された場合、学校給食従事者が発生原因とされることが多かった。しかし、月2回以上の検便をするようになって、食中毒の原因として「学校給食従事者が保菌者」は挙げられなくなった。

平成9年に発生したサルモネラ食中毒事件の例では、事件後の検査で複数の学校給食従事者からサルモネラが検出されたが、調理当日が検便提出日で、検便の結果全員がサルモネラ陰性であったことから、食中毒発生後の学校給食従事者のサルモネラ保菌は「食中毒による結果」であったことが証明された。

サルモネラや赤痢菌などは、症状がなくとも、長期に菌を排菌する健康保菌者となることがある。夏休みなどの休暇中にこれらの病原菌に感染し、保菌者となって休み明けの調理に携わり、食中毒につながる可能性がある。したがって、学校給食従事者は、月2回以上の検便が義務づけられている。

また、海外旅行等で保菌することがあるので、旅行後は、定期的な検便以外に、できれば随時検便を実施すること。

参照：四訂 学校給食における食中毒防止の手引 34ページ

(4) 食中毒の集団発生の際の措置

- 一 教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。
- 二 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。
- 三 校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内

組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。

四 保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。

五 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。

2 1の(1)に掲げる事項については、毎学年1回、(2)及び(3)に掲げる事項については、毎学年3回定期に検査を行い、その実施記録を保管すること。

(主な変更点)

- ① 食中毒の集団発生の際の対応として「二次感染の防止に努めること」と明記したこと。
- ② 食中毒の集団発生時の措置として「学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること」と明記したこと。
- ③ 食中毒の集団発生時の関係職員の役割について、「校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等」を明記したこと。
- ④ 食中毒の発生原因の解明に当たって、「保健所等に協力」することを明記したこと。

★ 異物混入について

異物混入等の事故が発生した場合も、平成21年6月4日付21教生第237号「学校給食における衛生管理の徹底について」(通知)により、食中毒発生時と同様に対応すること。参照：本手引|289ページ

第5 日常及び臨時の衛生検査

1 学校給食衛生管理の維持改善を図るため、次に掲げる項目について、毎日点検を行うものとする。

★ 衛生管理組織を作ること

大勢の人が係わって大量の食事を作る場合には、衛生管理のための組織を作り、日ごろから関係者が連携し協力することが大切である。また、従事する人々がそれぞれ責任を持って、与えられた部門の管理を行わなければならない。

衛生管理組織ができあがったら、それぞれの係での点検項目を具体的に決定し、項目に従って適否をチェックして記録することが必要である。

点検項目には、必ず行わなければならない日常点検と、1週間あるいは学期ごとに定期的に行う定期検査がある。文部科学省の「学校給食衛生管理基準」では、点検項目が定められているので、必ず

実行すること。

- (1) 学校給食の施設及び設備は、清潔で衛生的であること。また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度、冷蔵庫及び冷凍庫内部の温度を適切に保ち、これらの温度及び湿度が記録されていること。
 - (2) 食器具、容器及び調理用器具は、使用后、でん粉及び脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄するとともに、損傷がないように確認し、熱風保管庫等により適切に保管されていること。また、フードカッター、ミキサー等調理用の機械及び機器は、使用後に分解して洗浄及び消毒した後、乾燥されていること。
 - (3) 使用水に関しては、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること並びに外観、臭気、味等について水質検査が実施され、記録されていること。
 - (4) 調理室には、調理作業に不必要な物品等を置いていないこと。
 - (5) 食品については、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限、賞味期限の異常の有無等を点検するための検収が適切に行われていること。また、それらが記録されていること。
 - (6) 食品等は、清潔な場所に食品の分類ごとに区分され衛生的な状態で保管されていること。
 - (7) 下処理、調理、配食は、作業区分ごとに衛生的に行われていること。
 - (8) 生食する野菜類及び果実類等は流水で十分洗浄されていること。また、必要に応じて消毒されていること。
 - (9) 加熱、冷却が適切に行われていること。また、加熱すべき食品は加熱されていること。さらに、その温度と時間が記録されていること。
 - (10) 調理に伴う廃棄物は、分別し、衛生的に処理されていること。
 - (11) 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員の健康状態は良好であり、服装は衛生的であること。
 - (12) 調理終了後速やかに給食されるよう配送及び配食され、その時刻が記録されていること。さらに、給食前に責任者を定めて検食が行われていること。
 - (13) 保存食は、適切な方法で、2週間以上保存され、かつ記録されていること。
 - (14) 学校給食従事者の服装及び身体が清潔であること。また、作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接触れる作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒が行われていること。
 - (15) 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に感染症予防法に規定する感染症、又は、その疑いがあるかどうか毎日点検し、これらが記録されていること。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示が励行されていること。さらに、化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業への従事が禁止されていること。
- 2 学校給食衛生管理の維持改善を図るため、次のような場合、必要があるときは臨時衛生検査を行うものとする。
- ① 感染症・食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。

- ② 風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ③ その他必要なとき。

また、臨時衛生検査は、その目的に即して必要な検査項目を設定し、その検査項目の実施に当たっては、定期的に行う衛生検査に準じて行うこと。

第6 雑 則

- 1 本基準に基づく記録は、1年間保存すること。
- 2 クックチル方式により学校給食を提供する場合には、教育委員会等の責任において、クックチル専用の施設設備の整備、二次汚染防止のための措置、学校給食従事者の研修の実施、衛生管理体制の整備等衛生管理のための必要な措置を講じたうえで実施すること。

★ 集団事故防止対策と発生時の対応

1 定期及び日常の衛生検査の点検票

別紙3の別添1～8票（新たに定めた、「調理過程の定期検査票」（別添第4票）を含む。）を参考とし、各学校等で適切な点検票を作成し、実施すること。

2 児童生徒に対する保健教育・衛生指導

ア 児童生徒に対しては、感染症・食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において、感染症・食中毒の予防のために必要な生活の実践、特に用便後、食事前等の手洗いを励行させるよう指導すること。

イ 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗わせること。手洗いは、必ず流水式とすること。

3 患者の早期発見

ア 児童生徒等の欠席率に注意し、感染症・食中毒等の早期発見に努めること。

イ 児童生徒等に対して、健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、感染症・食中毒のような疑わしい症状のある児童生徒等があるときは、関係機関の協力を得るとともに、速やかに学校医又は医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じること。

ウ 健康に異常のある児童生徒等は、自主的に保護者、教員等に申し出るように指導し、また、保護者に対しては、児童生徒等が感染症・食中毒にかかったり、その疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導すること。

エ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握するよう努めること。

4 文部科学省への報告

ア 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、域内の学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、別紙4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

イ 国立大学の附属学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、様式4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

ウ ア及びイの報告に際しては、参考となる献立表等の資料を添付すること。

5 文部科学省資料等の活用

学校給食関係者は、次の資料を活用すること。

ア 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成20年3月）

イ 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成21年3月）

ウ 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成22年3月）

エ 「食に関する指導の手引—第一次改訂—」（文部科学省、平成22年3月）

オ 「四訂 学校給食における食中毒防止の手引」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

カ 「学校給食食中毒防止ビデオシリーズ」（独立行政法人日水スポーツ振興センター）

参照：学校給食衛生管理基準の施行について（通知）
（文部科学省スポーツ・青少年局 平成21年4月1日）

その他資料の活用

ア 「集団給食施設の衛生確保に関する要綱」（福島県、最終改正 平成12年4月）

イ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省、最終改正 平成20年6月）